

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【公開番号】特開2012-51158(P2012-51158A)

【公開日】平成24年3月15日(2012.3.15)

【年通号数】公開・登録公報2012-011

【出願番号】特願2010-193944(P2010-193944)

【国際特許分類】

B 41 J 25/308 (2006.01)

B 41 J 25/304 (2006.01)

【F I】

B 41 J 3/10 107

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月25日(2013.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インクリボンを介して記録媒体にヘッドピンを打接して印字するワイヤドットヘッド、
及び前記ワイヤドットヘッドを支持するヘッド支持フレームを有する印字ヘッドユニットと、
前記ワイヤドットヘッドの印字位置における前記記録媒体の搬送経路を形成する経路形成部材と、を備え、

前記ヘッド支持フレームは、前記経路形成部材に当接して前記ヘッドピンの突出方向の位置決めをする第1接点、第2接点、及び第3接点を有することを特徴とするインパクトドットプリンタ。

【請求項2】

前記ヘッド支持フレームは、前記第1接点、前記第2接点、及び前記第3接点よりも前記ワイヤドットヘッドから離れた位置で前記経路形成部材に当接する第4接点が設けられ、前記第4接点は、前記第1接点、前記第2接点、及び前記第3接点よりも前記ヘッドピンの突出方向の高さが低い請求項1に記載のインパクトドットプリンタ。

【請求項3】

前記印字ヘッドユニットは、第2ワイヤドットヘッドを有する請求項1又は2に記載のインパクトドットプリンタ。

【請求項4】

前記印字ヘッドユニットは、写真的裏面に所定情報を印字する裏面印字を行う請求項1乃至3のいずれか1項に記載のインパクトドットプリンタ。

【請求項5】

前記印字ヘッドユニットは、付勢手段により前記経路形成部材に向けて弾性付勢される請求項1乃至4のいずれか1項に記載のインパクトドットプリンタ。

【請求項6】

前記印字ヘッドユニットを、前記ワイヤドットヘッドの前記印字位置又は前記インクリボンの交換位置に移動させるユニット搬送機構を備える請求項1乃至5のいずれか1項に記載のインパクトドットプリンタ。